

答 申

1 審査会の結論

埼玉県議会議長（以下「処分庁」という。）が、平成24年11月19日付けで行った、「平成24年4月に埼玉県議会議員が県政調査費を使用してドイツ視察に行った際の視察報告書」を存在しないため非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年11月14日付けで、埼玉県議会情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、処分庁に対し、「H24年4月に埼玉県議会議員がドイツに視察に行った、その視察報告書」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、本件公開請求に対して、平成24年11月19日付けで、「県政調査費を使用して行った視察の報告書については、埼玉県県政調査費の交付に関する規程第7条第2項の県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類に該当しないため、議長に提出しなければならない書類ではない。請求のあった視察報告書は、議長に提出されておらず存在しないため。」との理由により、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成24年12月24日付けで、処分庁に対し、本件処分の変更を求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年2月18日に処分庁から公開条例第13条の規定に基づく諮問を受けるとともに、公開決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成25年4月25日に処分庁の職員から意見聴取を行った。

(6) 当審査会は、平成25年5月31日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 職務に係る出張報告が視察に参加した県議会議員から議長に提出されていないから存在しない、で平然として放置しておいて良いものなのかを問う。提出義務が条例・規程で定められていないというが、それは条例・規程の欠陥であり、即時改正を求める。
- (2) 条例に定めはなくとも、視察に参加した県議会議員は視察報告書を提出し、報告すべきである。
- (3) 視察結果は、視察報告書により県議会議員全員に共有され、県政に反映されなければならない。
- (4) 視察に参加した県議会議員が視察報告書を作成していないのであれば、新たに作成して公開することを求める。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件公開請求に係る公文書について
平成24年4月に埼玉県議会自由民主党議員団が、埼玉県から交付されている県政調査費を使用してドイツ視察を行っている。本件公開請求に係る公文書は、その視察の報告書ということである。
- (2) 非公開とした理由について
本件公開請求に係る公文書は存在しないため。
- (3) 申立人の主張について
申立人は、視察報告書の公開を求めている。
県政調査費に関する事務は、埼玉県県政調査費の交付に関する条例（平成13年

4月1日施行。平成20年9月1日改正。以下「交付条例」という。)、埼玉県県政調査費の交付に関する規程(平成13年4月1日施行。平成21年4月1日改正。以下「交付規程」という。)によって定められているが、県政調査費を使用して視察に行った際の視察報告書については、交付規程第7条第2項の県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類(以下「証拠書類」という。)として扱っていないことから、議長への提出も義務付けられてはいない。

しかし、会派から任意に提出された可能性が考えられることから、念のため証拠書類やその他の公文書を確認したが、議会事務局には存在しなかった。

以上のことから、本件公開請求に係る公文書については存在しない旨非公開決定したものである。

また、申立人のその他の主張については、県政調査費の事務処理等について申立人の意見を述べているものであり、公文書の公開決定とは関係のないものである。

5 審査会の判断

(1) 本件公開請求に係る公文書について

本件公開請求に係る公文書は、平成24年4月に埼玉県議会自由民主党議員団が埼玉県から交付されている県政調査費を使用してドイツ視察を行った際の報告書である。

(2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、本件公開請求に係る公文書を公開請求したことに対して、処分庁が当該公文書は存在しないとして非公開とした決定を不服として行われたものである。

そこで、本件処分の妥当性について判断するため、次のとおり本件公開請求に係る公文書の存否について検討する。

(3) 本件公開請求に係る公文書の存否について

ア 公開条例第2条は、「この条例において『公文書』とは、県議会事務局の職員

が職務上作成し、又は入手した文書（磁気テープ、磁気ディスク、フィルム等を含む。）で、決裁又は受理等の手続が終了し、議長が保管しているものをいう。」と定めている。

そこで、本件公開請求に係る公文書の存否については、議長に提出され、受理等の手続が終了し議長が公的に保持している視察報告書が存在するか否かにより判断されるものである。

イ 県政調査費を使用して議員が海外視察を行った際は、交付条例の第7条第1項の規定により、県政調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）の議長への提出が義務付けられているが、交付規程の第7条第2項により、この収支報告書には証拠書類を併せて提出しなければならないとされている。証拠書類とは、支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類であって、視察報告書はこの証拠書類に必ずしも該当するものではない。また、交付条例には、収支報告書以外の報告書の議長への提出を求める規定は存在せず、県政調査費の運用指針（平成21年4月施行。以下「運用指針」という。）においても、特に視察報告書の提出を求める規定や記述はないことから、交付条例においては、議長への視察報告書の提出は義務付けられていないと認められる。

また、提出義務はないものの、本件請求に係る公文書が、現に、議長に提出された経緯があるかについてであるが、そうした事実は認められない。

以上のことから、処分庁が本件公開請求に係る公文書は存在しないとして行った本件処分は、妥当である。

（4） 申立人のその他の主張について

申立人は、交付条例の改正等種々の政策的対応について提言しているが、それらの妥当性について、当審査会が判断することはできない。

（5） その他

県政調査費の適切な使用と透明化は、県民の関心が高い施策・課題の一つである。これを受け、交付条例は、「使途の透明性の確保に努める」旨の条文等を加え、

埼玉県政務活動費の交付に関する条例として改正され、平成25年3月1日施行された。これに伴い、同日付けで交付規程及び運用指針が改正され、改正後の運用指針の別記4の(3)では、「議員が政務活動費を使用して海外視察を行った場合には、必ず視察報告書を作成し、領収書等の写しと併せて議長に提出するものとする。」と定められた。

今後同様の海外視察が行われた場合には、視察報告書が議会の公文書として保管され、公文書公開請求の対象文書となることを付記しておく。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成25年 2月18日	諮問を受ける(諮問第241号)
平成25年 2月18日	処分庁から公開決定等理由説明書を受理
平成25年 4月25日	処分庁から説明及び審議(第一部会第82回審査会)
平成25年 4月30日	申立人から意見書を受理
平成25年 5月31日	申立人から意見陳述聴取及び審議(第一部会第83回審査会)
平成25年 6月27日	審議(第一部会第84回審査会)
平成25年 7月26日	答申(答申第190号)